

先日は、「労働審判申立てを支援する会」への参加ありがとうございました。

第1回目の労働審判が去る11月6日、富山地裁で開かれました。

病院側は、本人がケースワーカー職に適していないと強弁し、退職を前提として金銭による妥結策を一方的におしだしてきました。そのため、配転処分  
の不当性を明らかにし、ケースワーカー職への復帰を求める本人の主張とは、大きな隔たりが生じています。

第1回、審判以降も、本人を懲りさせるための策謀に満ちた警告書を連日のように濫発するなど、病院側による不当な嫌がらせ行為は一向に減っていません。それでも本人は、病院側の不当性がはっきりしないような結果で終わることはできないとがんばり続けています。

これからも、本人を応援していただくとともに、第2回の審判の行方にご注目くださいますようお願いいたします。

とりあえず、お知らせまで。

## 第2回審判

期日 12月15日(金) 1時30分

場所 富山地裁 (残念ながら傍聴はできません)

**生・労働・運動 net jammers**

E-mail [jammers@net-jammers.net](mailto:jammers@net-jammers.net)

TEL・FAX 076-444-6093

なお、同封の私たちのリーフもごらんいただければ幸いです。